

陸上自衛隊印章規則を次のように定める。

昭和 29 年 7 月 1 日

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛隊印章規則

改正	昭和 32 年 2 月 15 日達第 30-2-1 号	昭和 34 年 11 月 2 日達第 30-2-2 号
	昭和 36 年 9 月 30 日達第 122-35 号	昭和 37 年 11 月 9 日達第 30-2-3 号
	昭和 38 年 8 月 1 日達第 122-45 号	昭和 38 年 12 月 9 日達第 30-1 号
	昭和 41 年 11 月 19 日達第 32-1-1 号	昭和 48 年 3 月 27 日達第 35-2-1 号
	昭和 52 年 12 月 24 日達第 32-1-2 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号
	昭和 60 年 12 月 21 日達第 122-124 号	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122-126 号
	平成 5 年 2 月 19 日達第 32-1-3 号	平成 10 年 3 月 25 日達第 122-141 号
	平成 11 年 3 月 23 日達第 122-147 号	平成 13 年 3 月 27 日達第 122-169 号
	平成 14 年 3 月 26 日達第 122-173 号	平成 15 年 3 月 26 日達第 122-185 号
	平成 16 年 3 月 29 日達第 122-189 号	平成 18 年 3 月 27 日達第 32-1-4 号
	平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122-215 号
	平成 19 年 3 月 23 日達第 32-1-5 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号
	平成 21 年 7 月 31 日達第 122-235 号	平成 23 年 4 月 1 日達第 32-19 号
	平成 26 年 3 月 26 日達第 32-1-6 号	平成 27 年 10 月 1 日達第 122-273 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122-294 号	

(目的)

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）において用いる印章について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 陸上総隊、陸上総隊司令部、方面隊、方面総監部、師団、師団司令部、旅団、旅団司令部、団、群、連隊、大隊、中隊、陸上自衛隊文書管理規則（陸上自衛隊達第 32-19 号）別紙第 5 に定める部隊、警務派遣隊、自衛隊情報保全隊（隷下部隊を含む。）、学校、分校、教育訓練研究本部、補給統制本部、補給処、補給処支処、補給処出張所、病院、自衛隊地方協力本部及び自衛隊地方協力本部出張所をいう。

- (2) 部隊長等 前号に規定する部隊等の長をいう。
 - (3) 隊印 部隊等の名称を刻印したものをいう。
 - (4) 職印 部隊長等又は部隊等に置かれた隊員で職務権限が定められたものの職名を刻印したものをいう。
 - (5) 印章 隊印及び職印を総称していう。
- (隊印)

第3条 部隊長等は、それぞれ当該部隊等の隊印を備えることができる。

(職印)

第4条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該職名の職印を備えるものとする。

- (1) 部隊長等
- (2) 駐屯地司令及び分屯地司令
- (3) 国際緊急援助活動、国際平和協力業務等を行う部隊の長
- (4) 航空事故調査委員長
- (5) UAV事故調査委員長
- (6) 船舶事故調査委員長

2 前項に規定する者のほか、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該職名の職印を備えることができる。

- (1) 陸上自衛隊文書管理規則(陸上自衛隊達32-19号)第16条第2号、同条第3号(警務派遣隊長を除く。)及び第17条第1項各号に掲げる者
- (2) その他陸上幕僚長が必要と認めた者

(印章の寸法)

第5条 隊印の寸法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長に将補以上の自衛官を充てるべき部隊等 30ミリメートル平方
- (2) 長に1佐以下の自衛官又は行政職俸給表(一)8級(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表によるこれに対応する他の俸給表の職務の級を含む。以下同じ。)以下の事務官等を充てるべき部隊等 23ミリメートル平方

(職印の寸法)

第6条 職印の寸法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 将補以上又は行政職俸給表(一)9級以上の職にある者 30ミリメートル平方
- (2) 陸上幕僚監部の部長、監察官、法務官、警務管理官及び課長 30ミリメートル平方
- (3) 1佐又は行政職俸給表(一)8級以下の職にある者(前号に掲げる者を除く。) 23ミリメートル平方

(印章の文字)

第7条 印章の文字は、次の各号に定めるところによるほか、組織上の正式名称を用いる。

- (1) 陸上幕僚監部の部長、監察官、法務官、警務管理官及び課長の職印には、その名称に「陸上幕僚監部」の文字を冠する。
- (2) 第4条第2項第2号に規定する者のうち、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の隊員の職印には、その名称に「陸上総

隊司令部」、「〇〇方面総監部」、「第〇師団司令部」又は「第〇旅団司令部」の文字を冠する。

(3) 駐屯地司令及び分屯地司令の職印並びに警務隊の各級部隊の隊印及び職印には、その名称に「陸上自衛隊」の文字を冠する。

2 印章は方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に部隊等の名称又は職名を左横書きによる明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。印面の都合により、末尾に「印」又は「之印」の文字を加えることができる。

(印章の印材)

第8条 印章の印材は、原則として木材又は角(つの)材とする。

(印章の保管)

第9条 印章は、鍵のかかる箱に納め、職務分掌により保管の任に当たる幹部自衛官又はこれに準ずる自衛官以外の隊員が保管しなければならない。

(印章の届出・登録)

第10条 印章を作成、改刻又は廃止した場合は、別紙第1により、次の各号に掲げる者に速やかに届け出るものとする。

(1) 陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長、陸上幕僚監部の部長、監察官、法務官、警務管理官、課長、航空事故調査委員長、UAV事故調査委員長及び船舶事故調査委員長については、陸上幕僚長

(2) 駐屯地司令については、当該駐屯地司令の属する部隊等の指揮系統上の直近上位の陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、中央即応集団司令官又は混成団長(市ヶ谷駐屯地司令は陸上幕僚長、その他の防衛大臣直轄部隊等の長たる駐屯地司令は当該駐屯地の所在地を方面区とする方面総監)、分屯地司令については、当該駐屯地司令

(3) 自衛隊地方協力本部長については、当該自衛隊地方協力本部の所在地を警備区域とする方面総監

(4) 前3号に規定する者以外の者については、指揮系統上の直近上位の部隊長等

2 前項の規定により届出を受けた者は、印章登録簿(別紙第2)に登録し、これを保管するものとする。

附 則

1 この達は、昭和29年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用する印章は、改刻するまでの期間これを使用することができる。

3 隊印は、当分の間作製しないことができる。

4 警察予備隊の印章に関する達(昭和26年警察予備隊達第4号)は、廃止する。

附 則(昭和32年2月15日陸上自衛隊達第30-2-1号)

この達は、昭和32年2月15日から施行し、昭和32年1月1日から適用する。ただし、第4条の改正の規定中物品管理官(分任物品管理官を含む。)、物品供用官、債権管理官については、昭和32年1月10日から適用する。

附 則(昭和32年11月2日陸上自衛隊達第30-2-2号)

この達は、昭和34年12月1日から施行する。

附 則（昭和 36 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 122-35 号）

- 1 この達は、昭和 37 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律(昭和 36 年法律第 126 号) 附則第 1 項の指定日までの間は同法附則第 2 項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附 則（昭和 37 年 11 月 9 日陸上自衛隊達第 30-2-3 号）

- 1 この達は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している改正前の規定による公印は、なお当分の間使用することができる。

附 則（昭和 38 年 8 月 1 日陸上自衛隊達第 122-45 号）

- 1 この達は、昭和 38 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 12 月 9 日陸上自衛隊達第 30-1 号抄）

- 1 この達は、昭和 39 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 11 月 19 日陸上自衛隊達第 32-1-1 号抄）

- 1 この達は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による職印は、これを作成するまでの間、私印を使用することができる。

附 則（昭和 48 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 35-2-1 号抄）

- 1 この達は、昭和 48 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 12 月 24 日陸上自衛隊達第 32-1-2 号）

- 1 この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用する職印でこの達に定める形式・寸法等と異なるものは、これを新たに作成するまで、そのまま使用することができる。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122-119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 60 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 122-124 号）

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122-126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 19 日陸上自衛隊達第 32-1-3 号）

この達は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-141 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122-147 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-169 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 1 条中陸上自衛隊文書管理規則の改正に伴う改正規定及び第 2 条中の保存期間永久を 30 年とする改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-173 号）

この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-185 号）

この達は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122-189 号）

この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 32-1-4 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号、第 6 条第 1 号及び第 3 号の改正規定については、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122-211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 32-1-5 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122-235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32-19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 32-1-6 号）

この達は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122-273 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-294 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

1 作成又は改刻の場合

届 出 用 紙

	隊（職）印	隊（職）名		0.5 cm	
	(印影)				1 cm
		使用開始年月日			1 cm
					1 cm
		備 考			1 cm
4 cm		2.5 cm		6 cm	

注：改刻を届出した場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

2 廃止の場合

届 出 用 紙

	隊（職）印	隊（職）名		0.5 cm	
	(印影)				1 cm
		使用開始年月日			1 cm
		廃止年月日			1 cm
		備 考			1 cm
4 cm		2.5 cm		6 cm	

1 印章登録簿

	隊 (職) 印	隊 (職) 名		
	(印影)			
		使用開始年月日		
		備 考		

	隊 (職) 印	隊 (職) 名		
	(印影)			
		使用開始年月日		
		備 考		

2 印章登録簿 (廃止)

	隊 (職) 印	隊 (職) 名		
	(印影)			
		使用開始年月日		
		廃止年月日		
	備 考			

	隊 (職) 印	隊 (職) 名		
	(印影)			
		使用開始年月日		
		廃止年月日		
	備 考			